

令和5年度 学童クラブ入会申込みの案内

【重要】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、郵送での申込みにご協力ください。

申込み方法

◆原則、申込み書類一式を郵送にてご提出ください。

提出先：〒187-8701 小平市小川町 2-1333 小平市役所子育て支援課 学童担当宛

※同封の封筒をご利用ください。

◆受付期間：利用を希望する前の月の20日必着（20日が土日・祝日の場合はその前の平日まで）。ただし、4月入会は除く（次年度の4月入会詳細は10月以降案内予定）

◆送料は申請者様のご負担となる旨、ご了承願います。

※必要に応じて、書留等の追跡サービスがある送付方法をご利用ください。

※子育て支援課（市役所2階北側）、東部・西部出張所及び動く市役所でも窓口での受付を行いますが、東部・西部出張所及び動く市役所では内容の確認は行いません。

⇒窓口での受付の場合、土日・祝日・年末年始は除く（動く市役所は巡回日程のとおり）。

小平市子ども家庭部子育て支援課

TEL 042-346-9543

【1. 学童クラブとは】

保護者の方が仕事や病気などの理由で、昼間、児童をみられない留守家庭の小学校低学年児童（主に1年生～3年生）を対象に、放課後一定の時間預かり、保護者の方に代わって集団的な指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図ることを目的とした事業です。

【2. 学童クラブの場所】

各市立小学校敷地内もしくは隣接地に設置しています。入会を申し込む学童クラブは、通学している、あるいは通学を予定している小学校に設置されている学童クラブに限ります。（心身に障がいのある児童を除く）

【3. 対象児童】

- (1) 放課後帰宅しても、保護者が仕事や病気などのために適切な監護が受けられない児童
- (2) 小学校在籍の1年生から3年生まで（心身に障がいのある児童は6年生まで）の児童で、集団生活ができ、身のまわりのことを自分でできること。

【4. 入会資格】

保護者や18歳以上の同居の方全員が、下記のいずれかの要件に該当することにより、対象児童が放課後適切な監護を受けられないと認められる場合です。

- (1) 居宅外・居宅内（自営業を含む）で仕事をしている。
※月曜日から土曜日の間で3日以上かつ放課後の時間帯（原則14時）を含む日中4時間以上の勤務
- (2) 出産予定である。（入会期間は出産（予定）月とその前後2か月ずつの計5か月です。）
- (3) 保護者が疾病等により入院または療養中である。
- (4) 保護者の心身に障がいがある。
- (5) 病気療養中や心身に障がいのある家族を日常的に看護（介護）している。
- (6) 求職中である。
※入会后、1か月以内に仕事を始めることが条件となります。（求職中の要件で入会できる期間は**1か月間のみ**です。）
※入会申込みの際、現時点での求職活動ができない理由及び、今後の日中の求職活動予定を確認させていただきます。
- (7) 死亡や離別などにより、監護できる保護者がいない。
- (8) 災害（火災・風水害・地震等）の復旧に当たっている。
- (9) その他、何らかの理由で明らかに昼間児童をみられない。
※集団生活を経験させたいなどの理由のみでは要件に該当しません。
※入会后、入会資格に該当しなくなった場合は退会となります（その際は、退会届の提出をお願いいたします）。

【5. 入会期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日

【6. 学童クラブの開設時間と休日】

◇開設時間

通常時・・・正午から午後6時まで

土曜日・・・午前8時30分から午後6時まで〔学校振替休業日などを含む〕

長期休業日・・・午前8時15分から午後6時まで〔春・夏・冬休み（土曜日を除く）〕

◇延長保育時間（以下のクラブに限る）

二小学童クラブ第一・四小学童クラブ第一・五小学童クラブ第二及び第三・六小学童クラブ第二・
八小学童クラブ第二及び第三・十小学童クラブ第二及び第三・十一小学童クラブ第一・
十二小学童クラブ第二及び第三・十三小学童クラブ第一・十五小学童クラブ第一・
花小金井小学童クラブ第二・学園東小学童クラブ第二・上宿小学童クラブ第二

通常時・・・午後6時から午後7時まで

土曜日・・・午前8時から午前8時30分まで及び午後6時から午後7時まで
〔学校振替休業日を含む〕

長期休業日・・・午前8時から午前8時15分まで及び午後6時から午後7時まで
〔春・夏・冬休み（土曜日を除く）〕

◇クラブの休日

日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

【7. 申請方法】

学童クラブ入会申請書に令和5年4月1日時点の状況を記入の上、次の添付書類をすべてそろえて、【8. 申し込み方法】をご確認のうえ、原則郵送にて提出してください。

※学童クラブ費を滞納している方は、郵送ではなく、子育て支援課（市役所2階北側）にて受付を行ってください（東部・西部出張所・動く市役所では受付いたしません）。納付について相談を行い、納付計画を作成していただき、納付の意思を確認した後に、受付をいたします。

▽添付書類

（1）受付書

※受付完了後、受付印を押したうえでご記入いただいた返送先へお送りします。

（2）同世帯家族の方全員の指定の在職（採用内定）証明書

※学童クラブ入会時点で65歳以上の方、および18歳未満の方を除く

※自営業や代表取締役の方は令和4年分の確定申告書か源泉徴収票の写しを添付してください。

※保育園の入所手続きのための就労証明書の写しでも代用できます。ただし、保育園の証明書には雇用期間終了日が記載されていないものもあるため、非常勤の方などは、再度、在職証明書の提出をお願いする場合があります。

※兄弟姉妹2人以上で申込みをする場合は、同じ書類は1枚で構いません。（兄弟姉妹の人数分を用意する必要はありません。）

※在職（採用内定）証明書の書き方は、在職（採用内定）証明書の裏面をご覧ください。

（3）その他、保護者・同居の家族が病気等の理由で申請する場合には、診断書等を添付して下さい。

※出産予定で入会を希望される方は、母子手帳の出産予定日の記載してある箇所のコピーを提出してください。

【8. 申込み方法】

原則、申込み書類一式を郵送にてご提出ください。

- (1) 提出先：〒187-8701 小平市小川町 2-1333 小平市役所子育て支援課 学童担当宛
※同封の封筒をご利用ください。
- (2) 申込み期間：利用を希望する前の月の 20 日必着（20 日が土日・祝日の場合はその前の平日まで）。
ただし、4 月入会は除く（次年度の 4 月入会詳細は 10 月以降案内予定）。
※送料は申請者様のご負担となる旨、ご了承ください。
※必要に応じて、書留等の追跡サービスがある送付方法をご利用ください。
※子育て支援課（市役所 2 階北側）、東部・西部出張所及び動く市役所でも窓口での受付を行います
ますが、**東部・西部出張所及び動く市役所では内容の確認は行いません。**
⇒窓口での受付の場合、土日・祝日・年末年始は除く（動く市役所は巡回日程のとおり）。

【9. 費用】

学童クラブ費として、1 人月額 7,000 円

ただし、2 人以上の児童が入会している場合は、1 人を除いて 1 人月額 3,500 円

- (1) 生活保護受給、住民税非課税、住民税均等割課税、就学援助認定、ひとり親家庭の医療費の助成を受けている等、特別な理由がある場合には、学童クラブ費を減額又は免除しています。
- (2) 延長保育は別途料金がかかります（実施クラブに限る。上限：3,000 円）。

【10. 入会決定】

- (1) 郵送にて入会承認通知書をお送りします。
- (2) 新規入会の方への説明会は、別途各クラブで行いますので、必ずご出席ください。
※定員を超えるときは学童クラブに入会できない場合もありますので、ご了承ください。
※入会承認後、転出等により入会を辞退される方は、必ず問合せ先にご連絡願います。
※入会承認後、家庭や仕事の状況に変化があった場合（転職、退職、住所変更など）は、問合せ先までご連絡願います。
※市直営クラブと指定管理者クラブが併設された学童クラブへ申請される方について、申請状況によっては、併設されたもう一方のクラブへ移っていただく場合があります。

【問合せ先】小平市子ども家庭部子育て支援課
電話：042-346-9543（直通）